



熊本県公報

第 1 1 9 0 4 号

平成 22 年 5 月 6 日 (木)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○公有水面埋立しゅん功認可	(漁港漁場整備課) 1
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(") 2
○保安林の指定	(森林保全課) 2
○保安林の指定	(") 2
○保安林の指定	(") 3
○道路の区域変更	(道路保全課) 3
○道路の供用開始	(") 4
○熊本県不動産鑑定業者登録簿閲覧所の設置 (昭和39年熊本 県告示第 6 9 9 号) の一部改正	(地域振興課) 4
○平成22年度包括外部監査契約の締結	(人事課) 4
公 告	
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 4
登 載 依 頼	
○熊本県明るい選挙推進協議会の開催	(熊本県明るい選挙推進協議会) 4

告 示

熊本県告示第 5 1 6 号

公有水面埋立法 (大正 1 0 年法律第 5 7 号) 第 2 2 条第 1 項の規定により公有水面埋立
てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。
平成 2 2 年 5 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 しゅん功認可年月日
平成 2 2 年 4 月 2 3 日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
天草郡苓北町大字志岐 6 6 0 番地 志岐漁港管理者 苓北町
天草郡苓北町大字志岐 6 6 0 番地 苓北町
- 3 埋立区域
(1) 位置
天草郡苓北町志岐字町辻 3 8 の 1 0 地先並びに 4 0 の 7、4 0 の 8、4 0 の 9、
4 0 の 1 0、4 0 の 1 1、4 0 の 1 2、4 0 の 1 3 及びこれらの区域に隣接介在す
る水路に隣接する無番地 (堤) 地先、字町辻 6 1、6 5、6 6、7 0 及びこれらの区
域に隣接介在する道路、水路に隣接する無番地 (堤) 地先、並びに平成 1 5 年 1 月
2 9 日付け熊本県指令漁第 4 6 号の公有水面埋立免許に係る埋立地地先公有水面
(2) 区域
次の①の地点から⑬の地点までを順次直線で結んだ線及び⑬の地点と①の地点を
結ぶ平成 1 6 年秋分の日満潮位 (D. L. + 3. 2 0 メートル) における公有水面
と陸地との境界線により囲まれた区域
①の地点 基点四季咲岬燈台 (北緯 3 2 度 3 1 分 4 6 秒、東経 1 3 0 度 0 0 分 4
8 秒) から 1 1 2 度 2 7 分 5 0 秒 3 9 2 6. 5 9 0 メートルの地点
②の地点 ①の地点から 1 6 度 2 1 分 0 0 秒 1. 5 0 メートルの地点
③の地点 ②の地点から 1 0 6 度 2 1 分 0 0 秒 2 1. 2 0 メートルの地点
④の地点 ③の地点から 1 9 6 度 2 1 分 0 0 秒 1. 5 0 メートルの地点
⑤の地点 ④の地点から 1 0 6 度 2 1 分 0 0 秒 5. 8 0 メートルの地点
⑥の地点 ⑤の地点から 1 6 度 2 1 分 0 0 秒 1. 5 0 メートルの地点
⑦の地点 ⑥の地点から 1 0 6 度 2 1 分 0 0 秒 3 0. 2 0 メートルの地点
⑧の地点 ⑦の地点から 1 9 6 度 2 1 分 0 0 秒 1. 5 0 メートルの地点
⑨の地点 ⑧の地点から 1 0 6 度 2 1 分 0 0 秒 5. 8 0 メートルの地点
⑩の地点 ⑨の地点から 1 6 度 2 1 分 0 0 秒 1. 5 0 メートルの地点
⑪の地点 ⑩の地点から 1 0 6 度 2 1 分 0 0 秒 3 0. 2 0 メートルの地点
⑫の地点 ⑪の地点から 1 9 6 度 2 1 分 0 0 秒 1. 5 0 メートルの地点
⑬の地点 ⑫の地点から 1 0 6 度 2 1 分 0 0 秒 5. 8 0 メートルの地点

- ⑭の地点 ⑬の地点から 16度21分00秒 1.50メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から 106度21分00秒 21.00メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から 196度21分00秒 77.70メートルの地点

(3) 面積

12,965.90平方メートル

- 4 埋立地の用途 漁港施設用地 公用・公共用施設用地
- 5 埋立免許の年月日及び番号 平成17年1月27日熊本県指令漁第60号
- 6 関係書類の備置場所 熊本県農林水産部漁港漁場整備課及び熊本県天草地域振興局農林水産部漁港課並びに 苓北町産業振興課

熊本県告示第517号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成22年5月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護まる 合志市須屋1828番地6	有限会社泰斗	平成22年5月1日

熊本県告示第518号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成22年5月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護まる 合志市須屋1828番地6	有限会社泰斗	平成22年5月1日

熊本県告示第519号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成22年5月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市久玉町字冬暮3172番1、3173番から3175番まで、又3175番
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第520号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成22年5月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市久玉町字堂面1207番2・1220番1・1231番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第521号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年5月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市河浦町崎津字田代迫1488番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字田代迫1488番1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第522号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年5月6日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年5月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	西古閑泗水線	菊池市森北字森北 855番2地先から 菊池市森北字森北 857番2地先まで	前	6.4 ～ 11.3	104.0	交通連携国道 (バイパス発生)
		菊池市森北字森北 855番2地先から 菊池市森北字森北 857番2地先まで	後	6.4 ～ 11.3	104.0	
		菊池市森北字森北 853番1地先から 同所 857番2地先まで		9.4 ～ 46.6	236.9	
一般県道	中小野浦川内線	宇城市松橋町竹崎字田中 709番1地先から 同市松橋町豊福字袴田 46番地先まで	前	4.7 ～ 8.2	513.0	地基創改(改築に伴う拡幅)
			後	8.2 ～ 19.4	513.0	

2 区域を変更する期日 平成22年5月6日

熊本県告示第523号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年5月6日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年5月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	大野下停車場西照寺線	玉名市岱明町古閑字西市井川 245番3地先から 同市岱明町古閑字野田 521番4地先まで	180.0	単道改 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成22年5月6日

熊本県告示第524号

昭和39年10月24日熊本県告示第699号（熊本県不動産鑑定業者登録簿閲覧所の設置）の一部を次のように改正し、平成22年5月6日から施行する。

平成22年5月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

「地域振興部地域政策課内」を「企画振興部地域振興課内」に改める。

熊本県告示第525号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成22年5月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 契約を締結した者の氏名及び住所

- (1) 氏名 河喜多保典
- (2) 住所 熊本市健軍二丁目22番1号

2 契約の期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

3 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算

4 監査に要する費用の支払方法

契約で定める基本費用の額の範囲内における前金払及び監査の結果に関する報告書提出後の精算払

公 告

熊本県公告第247号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年5月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

水俣市袋字薄月863番2、同864番2、同864番3、同864番11、同867番2、同871番3及び同871番4

4, 294.35平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

新潟市南区清水4501番地1

株式会社コメリ

登載依頼

熊本県明るい選挙推進協議会公告第1号

熊本県明るい選挙推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴の手続は、次のとおり。

平成22年5月6日

熊本県明るい選挙推進協議会
会長 吉 田 道 雄

- 1 開催日時
平成22年5月14日（金） 午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 議題
(1) 平成21年度下半期の事業実施状況報告について
(2) 平成22年度明るい選挙推進事業計画について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県選挙管理委員会（熊本県総務部市町村総室選挙班）
（電話096-333-2104（ダイヤルイン））